

経営事項審査の審査基準の改正について
(平成 30 年 4 月 1 日施行)

1 改正の施行日

平成 30 年 4 月 1 日

(平成 30 年 3 月 31 日以前に決算日を迎えていても、平成 30 年 4 月 1 日以降に審査されるものは、新基準で評価されます。)

2 主な改正内容

(1) W点のボトムの撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

W 点のマイナス値を認める(ボトムを撤廃する)ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化

(2) 防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大(W3)

防災協定を締結している場合、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

W点の評価項目	改正前		改正後	
	有	無	有	無
W3:防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

(3) 建設機械の保有状況の加点方法の見直し(W7)

① 加点テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

【※ 2(3)②の大型ダンプ車の確認書類について】

○ 保有の確認書類（次のアまたはイのいずれか）

ア 建設機械の売買契約書(原本提示)

イ リース契約書(リース契約期間が審査基準日以降1年7か月以上のもの)(原本提示)

○ 稼働の確認書類

自動車検査証（写しで可）

- ・ 「初度登録年月」が審査基準日以前であること
- ・ 審査基準日が「有効期間の満了する日」以前であること
- ・ 車両総重量 8トン以上または最大積載量 5トン以上であること
- ・ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けていること（例「東京 営〇〇〇〇」）
- ・ 「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの」として、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていること
（例「東京 営〇〇〇〇（建）」）（※）

（※ 各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）に申請・届出が必要になります。車検証の備考欄に上記の記載を受ける手続きについては、各運輸支局等にお問合せ下さい。）

3 新基準による再審査について

改正前の評価方法(旧基準)に基づく評価の結果の通知を受けている建設業者は、以下のとおり、新基準による再審査を申し立てることができます。

(1) 対象

再審査申立日において、改正前の評価方法(旧基準)による「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「旧結果通知書」という。)が有効期限内である者

(2) 再審査期間

平成 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日までの 120 日間(各土木総合事務所での受付が必要)
(審査希望月の前月末までに(必着)申込みが必要です。申込みハガキの「再審査申立」に丸印をつけて発送してください。)

(3) 手数料

無 料

(4) 留意点

改正に係る事項についての審査に限ります。(対象業種の追加や技術職員の追加等は不可)

(5) 必要書類

【提出書類】 次のア～ウを提出(3部)

- ア 旧結果通知書の写し
- イ 経営規模等評価再審査申立書(様式第二十五号の十一)
- ウ 別紙三(その他の審査項目(社会性等))(※ 前記2(3)②の大型ダンプ車の追加以外の修正は不可)

- ・ 申立書冒頭の部分は、以下のように線を引く

<p>経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。</p>	

- ・ 項番05(申請等の区分)には、原則「4」を記入
- ・ 申立書2ページ目末尾の欄は、以下の要領で記入

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
(この欄には、何も記入しない。)	(旧結果通知書に記載されている通知年月日を記載する。)
再審査を求める事項	再審査を求める理由
(「平成30年4月1日施行の改正に係る事項」と記載する。)	(「制度改正のため」と記載する。)

【提示書類】

- ア 旧結果通知書の申請書副本(原本)
- イ 商号・所在地等に変更があった場合は、建設業許可の変更届出書等の副本(原本)
- ウ 建設機械の保有状況について、「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するもの」を追加して申請する場合は、当該建設機械の確認書類(前記2(3)②の確認書類参照)